

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県行田市大字堤根651番地1

氏名 株式会社杉浦土木  
代表取締役 卜部 智和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 3月22日

許可の有効年月日 令和 9年12月23日

## 1. 事業の範囲

中間処理

破碎：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類  
解体分離・破碎分離：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）  
陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県行田市大字堤根字中通602番、603番、604番、605番、606番、607番1、  
651番1、652番1 以上8筆（面積7,149.00㎡）  
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。  
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成14年12月24日	指令産指第2239号	新規許可
平成19年 3月13日	指令産指第1502号	変更許可（1種類の限定の解除等）
平成19年 6月15日	—	変更届（代表者及び役員等）
令和 4年12月26日	指令東環第23-13号	更新許可
令和 6年 3月22日	指令産廃第1139-1号	変更許可（解体分離・破碎分離の追加、1種類の追加）

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	195.71t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類以上2種類	平成14年12月24日 平成22年6月16日 5-56
解体分離・破碎 分離施設	8.36t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも廃太陽光パネルに限る。)	令和6年3月22日 — —
破碎施設	28.80t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上1種類(ガラスくずに限る。)	令和6年3月22日 — —
破碎施設	28.80t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上1種類(ガラスくずに限る。)	令和6年3月22日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
がれき類 以上1種類	323.0㎡	2.5m(屋外)
がれき類 以上1種類	870.0㎡	2.5m(屋外)
がれき類 以上1種類	1,097.5㎡	2.5m(屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	414.0㎡	2.5m(屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	300.0㎡	2.5m(屋外)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類(いずれも廃太陽光パネルに限る。)	30.0㎡	3.0m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	9.0㎡	1.3m(屋内)
金属くず 以上1種類	3.2㎡	1.1m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	3.2㎡	1.1m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず 以上2種類	5.0㎡	1.5m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず 以上2種類	1.6㎡	1.1m(屋内)

(以下余白)